

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和6年2月26日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 鳴海 圭矢

質問事項	質問の要旨	質問の相手
当町における災害対策は十分かどうか	<p>新年早々に能登半島がM7.6の深刻な地震災害に見舞われ、改めて防災の大切さを感じたが、当町の防災に対する備えは十分か問う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 当町の備蓄資材、水、食糧、段ボールベッド、携帯トイレはどれくらいか2. 学校体育館への冷暖房設置、断熱化を急ぐべきではないか3. 避難所の運営についてはどうなっているのか。男女を分ける、犯罪を防ぐ等の配慮はされているか4. 水道が使えなくなった場合の風呂、トイレはどうするのか	町長 教育長